

公 示 送 達 書

次の納付義務者に対し、茅ヶ崎市介護保険条例第9条に規定する書類を送付しましたが、返戻されたため、住民基本台帳、賦課台帳及び現地を調査したところ、その住所及び居所が不明であることから、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、公示送達します。

なお、当該書類は、福祉部介護保険課において保管し、申出があった場合には、これを交付します。

令和8年10月14 日

神奈川県茅ヶ崎市長

佐藤 光



No	氏名（名称）	備考
1	高木 節子	
2	田崎 寿	

（注意）

介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

掲 示 期 間

令和8年10月14日から
令和8年10月28日まで